

## 本邦技術活用条件(STEP)の制度改善について

2018年12月19日

外務省

財務省

経済産業省

国際協力機構

本邦技術活用条件(STEP)について、「インフラシステム輸出戦略(平成30年度改訂版)」を踏まえ、競争性の向上等を図るべく以下のⅠ、及びⅡの制度改善を行う。本制度改善により我が国の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて我が国の「顔が見える援助」を促進するSTEPの更なる効果的な活用を実現する。

### Ⅰ. 原産地ルールにおける部材算入

#### 1 部材算入を可能とする要件

以下の事情が生じた場合には、主要な部材の価格をSTEPの原産地ルールの本邦調達比率に算入可能とする。(※(2)の場合、部材算入は再入札の上で可能とする。)

- (1) 応札企業が1者以下であると入札前に予見<sup>1</sup>された場合。
- (2) 入札不調・不落<sup>2</sup>の場合。

#### 2 部材の算入方法

最終資機材の主要な部材が日本で製造される、または海外に存する本邦企業の子会社により製造される場合、調達される最終資機材の最終組立て(機械等の場合)又は最終精製・加工(原料・資機材等の場合)を行う企業の国籍を問わず、当該部材の価格を本邦調達比率に算入可能とする。

#### 3 顔の見える援助

部材算入の場合でも「顔の見える」援助として認知される方法(例えば、部材供給元の本邦企業のロゴを、最終資機材や事業サイトに設置する記念碑等に掲載する等)について、相手国における商習慣や制度において認められる範囲内で応札者や実施機関において検討し、可能な限り実施する。

#### 4 主要な部材

---

1 案件形成の段階で本邦企業への情報提供と意見聴取を行った上で、詳細設計のTOR(Terms of Reference)にかかる検討がある程度進んだタイミングで開催される本邦企業との意見交換会及びその後の意見交換において本邦企業から関心表明を求めた結果、関心表明が1者以下であった場合を想定。

2 入札不調とは、価格評価に進んだ応札者がいなかった場合、入札不落とは、応札者がいたものの、発注者と交渉してもなお契約に至らなかった場合を指す。

本邦調達比率に算入可能な「主要な部材」とは、最終資機材の性能を発現するために、必要な部材を指す。

## II. 主契約者条件の緩和

### 1 主契約者条件を緩和する要件

以下の事情が生じた場合には、入札における競争性の向上等に資するべく、本邦企業がJVのパートナーとして活用可能な企業の条件緩和を可能とする。(※(2)の場合、主契約者条件の緩和は再入札の上で可能とする。)

(1) 応札企業がないと入札前に予見された場合<sup>3</sup>。

(2) 入札不調の場合。なお、入札不落の場合には、関係省及び機関<sup>4</sup>で再入札時に契約に至る可能性等を協議し、条件を緩和することに合意した場合。

### 2 主契約者条件の緩和(運用ルール改正案)

本邦企業と海外に存する本邦企業の関連会社<sup>5</sup>の共同企業体(JV)。ただし、以下の条件全てを満たす必要がある。

○本邦企業がリードパートナーであること。

○本邦企業のパートナー企業である海外に存する本邦企業の関連会社が以下の条件を全て満たすこと。

- ・本邦企業の持分法適用会社であること。
- ・所在国で法人登録をしていること。
- ・所在国に財及びサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を持っていること。
- ・実際に所在国でビジネスを行っていること。

以上

3 案件形成の段階毎に本邦企業への情報提供と意見聴取を行った上で、詳細設計のTOR(Terms of Reference)にかかる検討がある程度進んだタイミングで開催される本邦企業との意見交換会及びその後の意見交換において本邦企業からの関心表明を求めた結果、関心表明が1者もなかった場合を想定。

4 ここでの関係省及び機関とは、JICAの有償資金協力業務の主務又は協議官庁(外務省・財務省・経済産業省)とJICAを指す。なお、案件に応じて他の関係省庁(国土交通省等)も協議に参加する。

5 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(内閣府令)の第8条ではある企業が他企業の議決権の20%以上を所有している場合等、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、当該他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の企業が「関連会社」となるとされている。